

いよいよ今年も残すところ1ヶ月を切りました。

消費税が8%に増税されることを受け、大きな修繕には時間的に間に合わないが、細かな修繕だけでも済ませておきたいというお話をお聞きする機会が増えてきました。

今回は、修繕を行った時の経理上のポイントをお伝えいたします。

修繕費？資本的支出？

「この費用は全額修繕費になる？それとも、資産になる？」

修繕を検討されているお客様から尋ねられる最も多い質問が、こちらです。

修繕費の取扱いに関しては、税務調査等においても目が付けられやすい箇所となっているため、内容等をしっかり吟味して処理させていただいております。

今回は、最近弊社で実際に受けたご相談事例を2件ご紹介いたします。

Q 屋根の張り替えを考えているんだけど、全額修繕費になるかな？

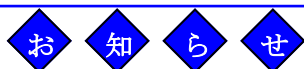
A 一部の張り替え、同質の資材等を利用していれば、ほとんどの場合、全額が修繕費となります。ただし、全体を張り替えた場合、従来よりも高品質の資材等を利用した場合は、資本的支出となる可能性が高まります。

Q 事務所内の蛍光灯を、LED型蛍光灯に取り替えたら、100万円近くかかるそうなんだけど、建物付属設備に計上するのかな？

A 原則、修繕費となります。
節電効果が高まる点、使用可能期間が長くなる点等を考慮すると、一見、固定資産の価値を高めているようにも見えますが、あくまでも部品の性能が高まったと扱われるためです。

修繕費の経理処理方法は、見積書・請求書等を確認したうえで、判断を行います。

修繕をご検討されているお客様は、弊社担当者までお問い合わせください。



昨年、ご好評をいただきました、「**税の無料相談**」を今年も実施致します。

【屯田地区】

日時：平成26年1月25日(土)・2月11日(火・祝) 10時から3時まで

場所：屯田地区センター(北区屯田5条6丁目3-21)

弊社でのご相談は随時受け付けております。(初回無料)

お近くのお知り合い・同業者の方等で、税についてご相談等ある方がいらっしゃいましたら、ぜひお声をかけていただければ幸いです。

詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

